

## 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用原則化について

○生活保護では、医師が後発医薬品の使用が可能であると判断された場合、後発医薬品を処方して頂いております。（H30.9.28厚生労働省社会・援護局長通知）

後発医薬品の品質や効き目安全性は先発医薬品と同等であり、医療財政の健全化を図るため、行政や医療保険など国全体で後発医薬品の普及に取り組んでいます。

### 【先発医薬品調剤の例外】

#### 1. 後発医薬品の在庫がない場合

#### 2. 後発医薬品が、先発医薬品の薬価以上になる場合

#### 3. 患者の状態により医師の判断において先発医薬品を処方された場合

- ・薬剤師の専門的な知見から先発医薬品を調剤する必要があると考えられた場合は、処方医の判断を確認した上で調剤するようにお願いします。（初回時に休日や夜間、繁忙時など、福祉事務所にも連絡が取れない場合は、レセプト摘要欄に記載のうえ情報提供をお願いします。）

### 【薬局窓口での対応】

主治医からの処方箋が後発不可となっていないが、先発医薬品を希望する被保護者への対応

①後発医薬品の安全性等の説明し、理解を得て、後発医薬品を処方する。

②説明をしても理解を得られない場合

○処方医へ疑義照会を行う。

○本人から主治医（処方医）に、先発医薬品への変更について相談するように伝える。

○薬局から地区担当者に連絡し、地区担当者から本人に説明する。

※これらの対応をせずに先発医薬品を調剤することは認められておりません。

## 【福祉事務所への情報提供】

- ・先発医薬品を調剤した場合は下記一覧表を参考にレセプト摘要欄へ記載のうえ情報提供をお願いします。
- ・福祉事務所から文書や電話にて照会する場合がありますのでご対応をお願いします。
- ・患者が制度について理解できない場合は、後日福祉事務所から説明しますので情報提供をお願いします。
- ・制度のご理解と、可能な限り後発医薬品を調剤できる体制づくりをお願いいたします。

## 【情報提供の方法】

○調剤レセプトの記入例（従来からの記載方法で問題ありません。）

[サワイ]		6錠							
4	1	11・9	11・10	【内 滴】 1回15滴 1日1回便秘時	8	1	10	8	18
*** (続く) ***									
後発医薬品を調剤しなかった理由：（在庫・判断・薬価・医師・患者・その他） ※等記載								※高額療養費	円
								※公費負担点数①	点
								※公費負担点数②	点
保	精	求	決	定	一部負担金額	基本料	時間外	薬学管理料	
点	点	点	点	点	円	点	点	点	
①	1,392	点	1,392	点	円	190	点	0	点
②		点		点	円		点		点

この明細書は、社会保険診療報酬支払基金が、保険医療機関・保険薬局から提出された電子レセプトについて

※レセプト下段部分の「摘要」欄に後発医薬品を調剤しなかった理由の記入をお願いします。

記入文字	後発品を調剤しなかった理由
在庫	その時点で薬局に後発医薬品の備蓄、 <b>在庫</b> がなかった場合
判断	薬剤師法第二十四条に基づき疑義照会を行った結果、先発品が必要と <b>判断</b> された場合
薬価	後発品の <b>薬価</b> が先発品の薬価より高くなっているか、同額の場合
患者	<b>患者</b> の希望により処方されている場合
その他	上記以外の場合は、簡単な理由を記載してください、システム上入力が困難なときは <b>その他</b> のみ記載で構いませんが、できる限り理由の記載をお願いします。（状況に応じて問い合わせることがあります、ご対応方お願いいたします。）
医師	<b>医師</b> から先発品処方方の指示があり変更不可とされている場合

佐世保市福祉事務所 生活福祉課

連絡先：直通0956- (25) -8854

※厚生労働省発行のリーフレットを基に作成しております。